

保護者様

和歌山市立東中学校
校長 中山 眞弘

インフルエンザによる出席停止の取り扱いについて

このことについて和歌山市では医療機関で「インフルエンザ」あるいは「インフルエンザ様症状を呈するかぜ」と診断された生徒については、「インフルエンザによる欠席届」(右半分)で保護者の方から提出のあった場合に限り、出席停止扱いとすることになっています。(「学校感染症証明書」はありません)

「インフルエンザによる欠席届」の用紙は、学校にも備えていますので、紛失された場合はお申し出下さい。(※この用紙は家庭で保管していただき、医師に「インフルエンザ」あるいは「インフルエンザ様症状を呈するかぜ」と診断された場合には、完治して登校する際に、右半分に記入し切り取り学校に提出するようにして下さい。)

なお、これは「インフルエンザ」のみに適用されるものであり、他の学校感染症につきましては、従来通り「学校感染症証明書」を医師に記入してもらい学校へ提出してから登校するようにして下さい。

※新型コロナウイルス感染症については従来通りの扱いとなります。

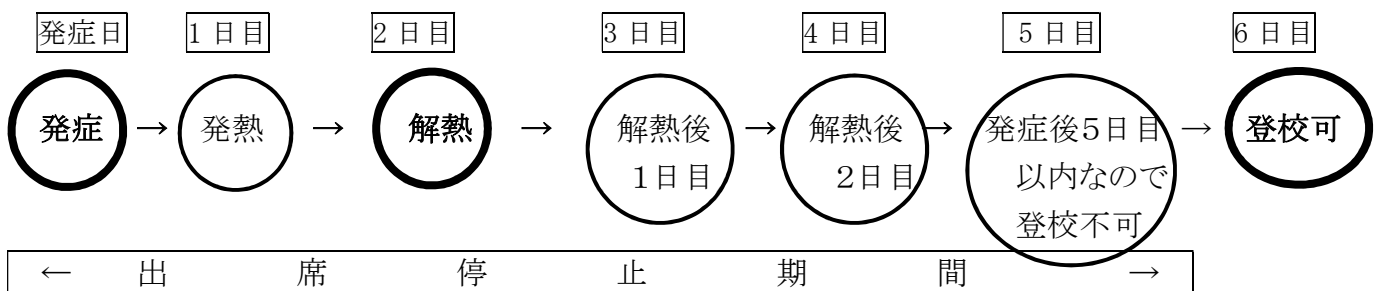
インフルエンザ様症状とは

(38 度以上の発熱 + 鼻水もしくは鼻閉、咽頭痛、咳のうち 1 つの症状)

インフルエンザの出席停止期間は、「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日(幼児にあたっては 3 日)を経過するまで」です。熱が下がったからと言ってあまりに早すぎる登校はインフルエンザの感染を広げますので基準を守るようにして下さい。

【日数の数え方】

★ 例 1) 発生後 2 日目に解熱した場合



★ 例 2) 発生後 4 日目に解熱した場合

